年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 15 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 13件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 26 件

国民年金関係 14 件

厚生年金関係 12 件

福岡国民年金 事案 2352

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 7 月から 15 年 3 月までの国民年金付加保険料については、 還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正する ことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月から15年3月まで

私は、平成 14 年 7 月に国民年金基金に加入したが、同時期に社会保険事務所(当時)に行き、国民年金の付加保険料も納付することとし、同年 7 月から 15 年 3 月までの付加保険料込みの納付書を発行してもらい保険料を納付していた。

その後、「ねんきん定期便」で付加保険料が還付の対象になっていたことを知り、年金事務所に照会したところ、既に還付金は時効により、還付請求をすることはできないと言われたが、当時、国民年金基金と付加保険料を同時に納付することができないことを知らなかったし、当時の住所地の家屋は競売のため退去しており、還付通知書等の郵便物も受け取っていない。

還付金の時効期間が2年とは知らないし、もし知っていたら当然還付してもらっていたはずなので、金額が少額でも還付を受けられなかったことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間の国民年金付加保険料について、平成 14 年 8月 28 日から 15 年 4月 8日にかけて 7回の還付決議が行われていることが確認できるものの、付加保険料が還付された記録は見当たらない上、申立人も還付請求を行ったことは無いとしていることから、申立期間の付加保険料が還付されていないことは明らかである。

一方、国民年金付加保険料の還付を受ける権利は、還付通知書が申立人に 到達した日の翌日から2年を経過した時は、時効によって消滅するとされてお り、申立期間については、既に2年以上が経過していることも明らかである。

しかしながら、i) 7回の還付決議が連続して行われ、還付通知書も随時発送されていたと推認されるにもかかわらず、この間、付加保険料の納付が続けられていることから、申立人は還付通知書を承知していなかったと考えられること、ii) 申立人が所持する平成14年度及び15年度の領収証書に記載された住所地の建物は、平成12年11月に解体され、同地に公民館が建設される17年5月まで空地であったことが、現在の土地所有者の供述により確認できるため、両年度に申立人に送付された還付通知書は、社会保険事務所に返送されていたと考えられること、iii) 申立人は、平成15年度以降の納付書は社会保険事務所の窓口で受け取り、その際、還付に関する説明は受けなかったと供述していることなどを踏まえると、還付通知書は申立人の知り得る範囲内に到達していなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を還付されていないものと認められる。

福岡国民年金 事案 2353

第1 委員会の結論

申立人は、昭和49年1月から同年3月までの期間、51年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで

② 昭和51年1月及び同年2月

母や勤務先の医院の院長から、「20 歳になったら、国民年金を納めないと将来大変なことになるよ。」と常々言われていたので、20 歳になった時、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、誕生月から自分で納付していた。

給料の度に年金と書いた袋に現金を入れ、昭和 48 年度までは国民年金手帳に印紙を貼る方式で、49 年度からは郵送される納付書で金融機関において国民年金保険料を納付していたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和47年*月から国民年金第3号被保険者資格を取得する平成元年9月まで、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て現年度納付するなど、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①については、当該期間直前の昭和 48 年 10 月から同年 12 月までの期間について、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿では国民年金保険料が現年度納付されているにもかかわらず、申立人が所持する国民年金手帳には検認印が押されておらず、記録に齟齬が見られる上、申立期間①及び②については、それぞれ3か月及び2か月と短期間であり、申立期間①及び②当時、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間①及び②については、国民年金保険料が納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 21 年 12 月 15 日付けで行われた申立人の年金記録に係る 苦情のあっせんについては、同あっせん後に、あっせんの根拠となる法律の適 用関係について厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、申立期間のうち 19 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間における標準報酬月額に係る記録 を厚生年金保険法の規定に基づき、47 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月2日から20年3月16日まで 100円であるまで、100円であるまで、100円である。

社会保険事務所(当時)に標準報酬月額の記録を照会したところ、A社に 勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与 支給総額より低い金額で届け出られていることが分かった。

給与明細書から社会保険事務所の記録より高額な厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成19年2月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は、当該期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき21年12月15日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、本件を含む厚生年金事案であって申立期間に厚生年金保険料の徴収権の消滅時効成立前の期間を含む所定の事案に関する厚生年金保険法と厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)の適用について、厚生労働省から、特例的に、当該事案の申立日において既に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金特例法を、その他の期

間については、厚生年金保険法を適用する、という見解が示され、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年2月1日から同年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

したがって、当該期間については、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 18 年4月から同年6月及び 19 年4月から同年6月までの標準報酬月額 47 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていることが確認できることから、厚生年金保険法に基づき、19 年2月1日から同年 11 月1日までの期間に係る標準報酬月額を47 万円に訂正することが必要である。

福岡厚生年金 事案 3408

第1 委員会の結論

1 申立期間②について、申立人のA社における船員保険被保険者資格の喪失 日及びB社における同資格の取得日は昭和 25 年7月1日であると認められ ることから、申立期間②に係る船員保険被保険者資格の喪失日及び取得日 を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

2 申立期間③について、申立人のC社(現在は、D社)における船員保険被保険者資格の取得日は昭和26年3月14日、同資格の喪失日は32年6月21日であると認められることから、申立人の申立事業所における船員保険被保険者資格の喪失日(昭和29年6月1日)及び取得日(昭和29年7月1日)に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月16日から同年10月1日まで

② 昭和25年4月1日から同年8月1日まで

③ 昭和29年6月1日から同年7月1日まで

A社に勤務していた申立期間①、A社及びB社に勤務していた申立期間② 及びC社に勤務していた申立期間③に係る船員保険の被保険者記録が確認 できない。船員手帳により、当該期間の乗船記録が確認できるので、全て の申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が提出した船員手帳の記録から判断すると、 申立人は申立期間②においてA社が所有するE丸に継続して雇い入れられ ていたものと認められる。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳(旧台帳)によれば、A社における船員保険被保険者資格の喪失日及びB社における同資格の取得日は訂

正されており、当初の記録では、昭和 25 年7月1日に同資格を喪失し、同日において同資格を再度取得していることが確認できるところ、年金事務所では、「これらの訂正に係る根拠資料は無く、訂正の理由等は分からない。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、事業所名は不明であるものの、昭和25年7月1日に船員保険被保険者の資格を喪失し、同日において同資格を再度取得している申立人と同姓同名で、生年月日が異なる基礎年金番号に統合されていない船員保険の被保険者記録が確認できるところ、当該記録に係る船員保険被保険者台帳によれば、「船舶所有者氏名又は船称」欄には「B」、「資格取得日」欄には「昭和25年7月1日」と記載されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録から、申立期間当時、船員保険の被保険者記録が確認できる同僚及び申立人は、「当時、申立人と同姓同名の船員はいなかった。」と供述している上、年金事務所は、「A社及びB社に係る資料は現存していないが、事業所原簿の欄外に手書きで、『A=B社』と加筆された記録が確認できること及び申立人の申立内容等から判断すると、申立人と生年月日が異なる船員保険の被保険者記録は、申立人に係る記録であると思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 25 年 7 月 1 日に 船員保険被保険者資格を喪失し、同日において同資格を取得した旨の届出 を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社及びB社における昭和 25 年8月の記録から、3,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間③について、D社が提出した申立人に係る人事カード及び申立人 が提出した船員手帳の記録から判断すると、申立人は申立期間③において C社が所有するF丸に継続して雇い入れられていたものと認められる。

また、前述の人事カード及び船員手帳から、申立人がC社における船員保険被保険者資格を喪失した昭和 29 年6月1日に昇給していることが確認できる上、C社に係る船員保険被保険者名簿から、申立人は、同資格を 26 年3月14日に取得し、29 年7月1日に標準報酬月額が変更され、32 年6月21日に同資格を喪失しており、申立期間③において船員保険の被保険者記録は継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 26 年 3 月 14 日に 船員保険被保険者の資格を取得し、32 年 6 月 21 日に同資格を喪失した旨の 届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の申立期間 ③に係る同資格の喪失日(昭和 29 年 6 月 1 日)及び取得日(昭和 29 年 7 月1日)に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和 29 年5月の船員保険被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

3 申立期間①について、申立人が提出した船員手帳の記録から判断すると、 申立人は申立期間①においてA社が所有するE丸に継続して雇い入れられ ていたものと認められる。

しかしながら、A社は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、 当時の事業主も不明である上、申立人が名前を挙げた同僚からは、船員保 険の加入状況及び事業主による船員保険料の控除等に係る供述を得ること はできない。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳及びA社に係る船員保険被保険者名簿によれば、申立人は昭和 23 年 10 月1日に船員保険被保険者の資格を取得しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人が船員保険被保険者資格を取得した前後に同資格を取得している同僚 70 人の取得日は、いずれも各月の1日となっていることなどから判断すると、申立期間①当時、申立事業所では、船員について必ずしも入社と同時に船員保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成 16 年1月1日から同年5月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月1日から同年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、A社が提出した平成 16 年の賃金台帳及び申立人が提出した当該期間に係る給与支払明細書等において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、申立期間のうち、同年1月1日から同年5月1日までの期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間における標準報酬月額については、50万円

とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 16 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、前述の賃金台帳及び給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を超えていることが確認できるものの、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成16年9月1日から17年9月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を16年9月は20万円、同年10月及び同年11月は19万円、並びに同年12月から17年8月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月1日から20年4月1日まで A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控 除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、 申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

の額を認定することとなる。

申立人の標準報酬月額については、A社が提出した平成16年から20年までの期間に係る賃金台帳において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、申立期間のうち、16年8月1日から17年9月1日までの期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成16年9月は20万円、

同年 10 月及び同年 11 月は 19 万円、並びに同年 12 月から 17 年 8 月までは 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、i) 平成 16 年8月については、前述の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが確認できるものの、当該月の報酬月額(14 万 4,579 円)に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致していること、ii) 17 年9月から 20 年3月までの期間については、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間①のうち、平成 16 年 12 月 1 日から 20 年 5 月 1 日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 16 年 12 月から 18 年 11 月までは 22 万円、同年 12 月から 19 年 11 月までは 20 万円、同年 12 月から 20 年 4 月までは 19 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付 する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年3月11日から20年5月1日まで

② 平成20年5月1日から同年7月24日まで

A社に勤務していた申立期間①、及びB社に勤務していた申立期間②に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、C市が提出した平成 17 年分から 19 年分までの期間及びD市が提出した 20 年分の住民税課税基 礎資料により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断す ると、申立人は、申立期間①のうち、16年12月1日から20年5月1日までの期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成 16年 12月から 18年 11月までは 22万円、同年 12月から 19年 11月までは 20万円、同年 12月から 20年 4月までは 19万円に訂正することが妥当である。なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社からの回答を得ることはできないものの、前述の住民税課税基礎資料により推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、平成 16年 12月から 20年 4月までの長期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は住民税課税基礎資料で推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年3月11日から16年12月1日までの期間については、前述の申立人に係る住民税課税基礎資料が保存されておらず、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与支払明細書等の関連資料は確認できない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、B社の関連会社であるE社が提出した申立人に係る賃金台帳において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

したがって、申立人の当該期間における標準報酬月額については、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、B社からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して 行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無い ことから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案 3412

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和 20 年 10 月 6 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月6日から同年12月1日まで 私は、昭和14年にC社(昭和17年1月1日にD社に組織変更し、現在は、 E社)に入社し、20年10月にD社は閉鎖となった。私及び私と同日に入社 した同僚の二人は残務整理を命じられ、D社が閉鎖した2か月後にA社に 異動したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

定年退職するまでの期間において、同社で継続して勤務していたことは 事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した従業員台帳及び人事発令記録並びに申立人が名前を挙げた同僚の供述等から判断すると、申立人がB社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し(昭和 20 年 10 月6日にD社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和 20 年 12 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、90 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否 かについては、C社D工場は、「当時の社会保険料納付に関する資料を保存し ておらず、分からない。」と回答しており、このほかにこれを確認できる関連 資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当 時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事 情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立期間①について、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金 保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し 行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B事業所における厚生年金保 険被保険者の資格喪失日は20年4月1日であったと認められることから、 申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を 訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

2 申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC協同組合連合会(以下「C連合会」という。)D支所における資格取得日に係る記録を昭和26年8月3日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

3 申立期間⑥について、E団体は、申立人が昭和 37 年6月 18 日にF組合 (当時)の組合員資格を取得し、その旨の届出をF組合に行ったことが認められることから、当該期間に係るF組合における資格取得日の記録を同日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月1日から20年4月30日まで

- ② 昭和23年8月15日から25年6月27日まで
- ③ 昭和26年8月3日から同年9月3日まで
- ④ 昭和33年2月3日から34年1月1日まで
- ⑤ 昭和35年3月1日から同年12月1日まで
- ⑥ 昭和37年6月12日から同年7月1日まで

申立期間①については、県立G学校(現在は、県立H高等学校)を卒業後、昭和 17 年4月1日にA社(後継事業所は、I社) B事業所に入社し、

20年4月29日に退職するまでの期間に同社B事業所に勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間②については、昭和 20 年 12 月 1 日から 25 年 6 月 26 日までの期間に J 事業所K支部に勤務していたが、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間③については、J事業所K支部を退職後、昭和25年6月27日から33年2月2日までの期間にC連合会L支部及び同連合会D支所に勤務していたが、申立期間③の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間④については、昭和33年2月3日から35年2月28日までの期間にM協同組合(後継事業所は、N協同組合)、及び申立期間⑤については、同年3月1日から37年6月11日までの期間にO協同組合(後継事業所は、N協同組合)にそれぞれ勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間⑥については、昭和 37 年 6 月 12 日から 56 年 3 月 31 日までの期間にC連合会 P支所勤務していたが、申立期間⑥の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間において事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社B事業所における勤務状況に係る申立人の具体的な供述、及び申立人が申立人と同時期に同社B事業所に入社したとする同僚の供述から判断すると、申立人が期間の特定はできないものの、同社B事業所に勤務していたことは推認できる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号が申立人と同姓同名で生年月日が一致する者、及び申立人が申立人と同時期に入社したとする同僚6人について連番で払い出されていることが確認できる上、当該7人の記号番号は全て、A社事業所番号等索引簿に記載されている手帳記号番号と一致することから判断すると、申立人と同姓同名で生年月日が一致する者に係る記号番号は申立人に係る記号番号に相違ないものと認められる。

さらに、前述の記号番号払出簿において、申立人及び申立人と同時期に入 社したとされる同僚は昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得しているこ とが確認できる。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が確認できない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に「仮」との記載が確認できるところ、Q県の資料によれば、戦後にQ県庁は火災の被害に遭っており、当時の新聞によれば「書類の半分は持ち出したが、重要な厚生年金台帳

を全焼した。これは、各事業所の協力を得て再生できると思う。」とQ県担当課が述べていることが確認できる上、県の元担当職員は「当県庁は、火災の被害に遭い焼失した厚生年金保険に係る記録の修復作業に当たった。1年くらいかけて当該記録の修復作業を行ったものの、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている事業所もあったので、完全に修復できたか否かは不明である。」と供述している。

以上の事実を前提にすると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者記号番号払出簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、火災による焼失から半世紀も経た今日において、保険者において当該被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主に、その原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当ではないと言うべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間①において勤務していた事実及び事業主による厚生年金保険料の控除が推認できること、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法(昭和17年施行)により、労働者年金保険被保険者の範囲は工場等で勤務する男子労働者(一般職員を除く。)に限られており、被保険者の対象が拡大された昭和19年10月1日までの期間は、一般職員である事務職であった申立人は労働者年金保険の対象外であったものと考えられること等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人と同学年で同時期に入社したとする6人のうち資格喪失日が確認できる3人に係る記録である20年4月1日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和 44 年法律第 78 号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の被保険者記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは

言えない。

一方、申立期間①のうち、昭和 17 年4月1日から 19 年 10 月1日までの期間については、i)県立H高等学校では、申立人は 18 年 12 月 27 日に県立G学校を卒業し、卒業後に申立事業所に就職していると回答していること、ii)申立人は、申立事業所に一般職員である事務職として入社したと申し立てているところ、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法は、その被保険者として、工場や炭鉱などの特定の事業所に使用される男子労働者(一般職員を除く。)を対象として発足した後、19 年 6 月 1 日に厚生年金保険法(保険料は昭和 19 年 10 月から徴収)に名称を変更し、被保険者の対象が一般職員及び女子まで拡大されていること、iii)厚生年金保険被保険者の情報していることが確認できることなどから判断して、申立人は、当該期間において、厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

また、申立期間①のうち、昭和20年4月1日から同年4月30日までの期間については、当該期間において申立人が申立事業所に勤務していたことを示す資料は、県立G学校の卒業50周年記念誌に申立人自身が寄稿した文章中の略歴のみであり、当該略歴の内容のみをもって、申立人の当該期間における勤務状況を認めることはできない上、当時の同僚からも具体的な供述は得られず、申立人の当該期間における勤務実態が確認できない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申 立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間③については、C連合会が保管する職員履歴表及び申立人に係る 厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録などから判断すると、申立人 が同連合会に継続して勤務し(昭和 26 年8月3日にC連合会L支部から同 連合会D支所(旧台帳では、C連合会D支部と記録)に異動)、申立期間 ③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認めら れる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のC連合会D支部に おける昭和 26 年9月の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録から、 8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、C連合会は、当時の関連資料が保存されておらず不明 であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無 いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間⑥については、C連合会が保管する発令簿及びF組合員名簿の記録から、E団体は、申立人が昭和37年6月18日にF組合の組合員資格を取得した旨の届出をF組合に行ったことが認められる。

一方、申立期間⑥のうち、昭和37年6月12日から同年6月18日までの期間については、申立人は、O協同組合を退職後に、引き続きC連合会に勤務していたと申し立てているものの、F組合が保管する申立人に係る同組合員期間証明書によれば、申立人は、35年12月1日にF組合の組合員資格を取得し、37年6月12日に同資格を喪失していることが確認できる上、上記の発令簿には、「昭和37年6月18日に本会臨時職員を命じ、本俸壱万六千円を給す。」と記載されており、申立人が当該期間においてO協同組合及びC連合会に勤務していたことが確認できない。

また、申立人が当該期間に係る掛金をE団体により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人がF組合員として当該期間に係る掛金をE団体により給与から控除 されていたと認めることはできない。

4 申立期間②については、申立人は、J事業所K支部において継続して勤務していたと申し立てているが、C連合会が保管する人事記録によれば、申立人は、J事業所K支部に申立期間②直前までの期間に勤務し、同事業所が昭和23年8月14日付けで解散した翌日の同年8月15日に、同事業所の後継事業所であるC連合会L支部に採用され、同日以降の期間において継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、C連合会L支部に係る健康保険厚生年金被保険者名簿によれば、同連合会L支部は、昭和 25 年 6 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所に初めて該当していることが確認でき、申立期間②において適用事業所としての記録は見当たらない。

また、J事業所K支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同事業所の解散時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 17 人は、

申立人と同様に昭和 23 年8月 15 日に同資格を喪失していることが確認できるところ、前述のC連合会L支部に係る被保険者名簿により、上記 17 人のうち同僚一人については、申立人と同様に同連合会L支部が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった 25 年6月 27 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、同人について申立期間②に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、C連合会は、申立期間②当時の資料は上記の人事記録以外には無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況等は不明であると回答している上、前述のJ事業所K支部及びC連合会L支部に係る被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会しても、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況等についての供述が得られないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、C連合会(本所)が、厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、申立期間②の終期から約3年後の昭和28年8月であることが確認できる。

5 申立期間④については、申立人は、M協同組合に勤務していたと供述しているところ、C連合会が保管する申立人に係る職員履歴表によれば、「R協同組合(33/3~33/6)、S協同組合(33/10~35/6)」と記載(商業登記簿によれば、R協同組合はT協同組合、S協同組合はM協同組合と登録)されていることから判断すると、申立人は、申立期間④のうち、昭和33年3月から同年6月までの期間においてT協同組合に勤務し、同年10月から34年12月までの期間において、M協同組合に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、M協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(被保険者名簿には、U協同組合と記載)によれば、昭和 31 年 10 月 1 日以降の期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の記録は無く、申立人の被保険者記録は確認できない。

また、商業登記簿によれば、M協同組合は、昭和 37 年 9 月 16 日に解散

していることが確認できる上、N協同組合は、「当時の関連資料は保管しておらず、厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と回答している上、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会しても、申立人を承知していないとの供述しか得られず、申立人は、申立期間④当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間④における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、T協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、 昭和 31 年9月1日以降の期間において厚生年金保険被保険者資格を取得し た者の記録は無く、申立人の被保険者記録は確認できない。

6 申立期間⑤については、申立人は、O協同組合に勤務していたと供述しているものの、C連合会が保管する申立人に係る職員履歴表によれば、「V協同組合(35/11~37/6)」と記載(商業登記簿によれば、O協同組合と登録)されていることから判断すると、申立人のO協同組合における勤務期間は申立期間⑤の一部を含む昭和35年11月から37年6月までの期間と推認される。

しかしながら、商業登記簿によれば、O協同組合は、昭和 38 年 3 月 12 日に解散し、N協同組合は、「当時の関連資料は保管しておらず、F組合の加入状況等については分からない。」と回答している上、申立人は、申立期間⑤当時の同僚の名前を記憶していないことから、同僚に照会することもできず、申立人の申立期間⑤における勤務実態、F組合の加入状況及び掛金の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が申立期間⑤に係る掛金をE団体により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人がF組合員として申立期間⑤に係る掛金をE団体により給与から控 除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年5月27日まで

昭和 27 年4月1日にA社に入社し、同社本店で1か月間の研修を受けた後に同社C支店に異動したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。昭和 60 年1月に退職するまでの期間に同社に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員台帳及び雇用保険の被保険者記録並びに同期入社の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和 27 年4月1日にA社に入社し、同社本店において実務研修を終えた後、同年5月から同社C支店に勤務していたことが認められる。

また、B社の人事担当者は、「当時、新入社員には4月1日から集合研修を 1か月間実施した後、月末に辞令を渡す際に1週間以内に配属先に着任するよ うに伝えていた。一方、配属先の当社各支店には、『新入社員の入社日は4月 1日である。』と通知していたにもかかわらず、着任が5月中であったので、 着任日をもって社会保険の手続を行っている支店もあった。社会保険料は翌月 控除であり、給料計算は、一括して当社本店で行っていたので、入社日の翌月 から間違いなく入社した月の保険料を控除している。」と供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断

すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和27年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、B社は、「確認可能な当時の資料等を保管していないので不 明である。」と回答しているものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺 事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当 時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事 情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案 3415

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(30 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行 したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から62年10月1日まで

A社B支店(後継事業所はC社)に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が申立期間前後の期間における標準報酬月額に比べて極端に低い額で記録されているが、申立期間において、給与支給額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額が減額されたことはない。

申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社B支店の昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月までの期間に係る給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額 (30 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に 基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付 が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及 び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、 これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、30万円と

することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無い ことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場(現在は、C社)における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月30日から同年10月1日まで

A社B工場に勤務していた昭和 10 年 3 月から 50 年 11 月までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C社の総務関連の事務処理を担当しているA社D事務所が提出した申立人に係る「履歴カード」、「異動簿」及び「退職金計算書」、並びにA社B工場及びA社B工場(職員)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(申立期間当時、同一事業所であったが、厚生年金保険の適用事業所として、「A社B工場」と「A社B工場(職員)」の2事業所の届出を行い、二つの被保険者名簿を有する。)において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人がA社B工場に継続して勤務し(前述の「履歴カード」及び「異動簿」において、昭和43年10月1日にA社B工場の「E職」と称される日給制の一般職員から「F職」と称される月給制の管理職員に昇格したことが確認できるところ、当該昇格に伴い、同日において「E職」を被保険者とする適用事業所のA社B工場がら「F職」を被保険者とする適用事業所のA社B工場(職員)に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社D事務所は、「申立期間の前後である昭和 42 年及び 44 年には、『E職』から『F職』への昇格手続に際して、両年とも 10 月1日付けでA社B工場及びA社B工場(職員)における厚生年金保険被保険者資格の喪失及び同資格の取得の処理が同時に行われていることから、申立期間と同一年の 43 年においても同様に手続きを行うべきであったところ、喪失日を誤って届け出たものと推察される。」と回答している上、当該事業所が提出した厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により事業主が申立人に係る資格喪失日を 43 年9月 30 日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①のうち、昭和34年11月1日から同年12月1日ま での期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ とが認められることから、申立人のA社(後の、B社)における資格取得 日に係る記録を同年 11 月1日とし、当該期間の標準報酬月額を1万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立人は、申立期間④のうち、昭和62年2月28日から同年3月1日まで の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと が認められることから、申立人のC社(現在は、D社)における資格喪失 日に係る記録を同年3月1日とし、当該期間の標準報酬月額を30万円とす ることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

名 : 男 氏

基礎年金番号 :

生年月日:昭和7年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月2日から同年12月1日まで (A社)

② 昭和35年4月16日から同年5月1日まで (A社)

- ③ 昭和56年4月16日から同年5月1日まで (E社)
- ④ 昭和62年2月28日から同年5月1日まで (C社)

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、私 が所持する給与支払明細書には、厚生年金保険料が給与から控除されてい る期間があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて ほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和34年11月1日から同年12月1日までの期間については、申立人が所持するA社の申立期間①に係る給与支払明細書の記録、及び申立期間①当時に給与計算並びに社会保険手続等の業務を行っていたとする元従業員の供述から判断すると、申立人が申立事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書及び前記の元従業員の供述から判断すると、A社に係る厚生年金保険料の控除が翌月控除であったことが認められることを踏まえ、昭和34年12月に係る給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、同年11月は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記の閉鎖登記簿謄本によれば、A社は平成 16 年 4 月 30 日に社員総会の決議により解散し、同年 8 月 31 日に清算結了していることから、当時の資料が保管されておらず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当 時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺 事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和34年10月2日から同年11月1日までの期間については、前述のとおりA社における厚生年金保険料の控除は翌月控除であったことが確認できるところ、同年11月に係る給与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、「A社を昭和 35 年4月中旬に退職した。」と供述しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)の記録では、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 35 年4月 16 日であることが確認できる。また、A社における厚生年金保険料の控除は翌月控除であったことが確認できるところ、昭和 35 年4月に係る給与支払明細書において、同年3月に係る厚生年金保険料(240円)の控除が確認できる一方、申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認でき

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③については、申立人が所持するE社で勤務していたとする期間に係る給与支払明細書から、全ての期間において同額(9,010円)の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認でき、事業主は「給与は毎月25日締めで月末日払い、社会保険料の控除は当月控除である。」と回答していることから、厚生年金保険料の控除は当月控除であったことが確認できるところ、昭和56年4月に係る給与支払明細書から厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「私は、E社を昭和 56 年4月中旬に退職した。」と供述しており、E社が保管する当時の従業員の入社日及び退職日等を記録した社員一覧表には、申立人が昭和 56 年4月 15 日に退職した旨が記録されている。

また、雇用保険の被保険者記録では、申立人に係る離職日が昭和 56 年4月 15 日であることが確認できる上、E社に係る被保険者名簿には、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年4月 16 日(雇用保険の離職日の翌日)であることが確認でき、当該記録はオンライン記録及びE社が加入するF厚生年金基金の加入員記録と一致する。

一方、厚生年金保険法では、第 14 条において、被保険者の資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされており、同法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされているところ、前述の社員一覧表及び雇用保険の被保険者記録において、申立人の退職日及び離職日は昭和 56 年4月 15 日と記録されていること、並びに前述の被保険者名簿、オンライン記録及びF厚生年金基金の加入員記録において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年4月 16 日とされていることから、申立期間③は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和56年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることは確認できるが、厚生年金保険法の規定により、同年4月については、申立人はE社に使用されていた者であったと言えず、厚生年金保険の被保険者とはなり得ないことから、申立期間③において申立人が厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

4 申立期間④のうち、昭和62年2月28日から同年3月1日までの期間については、事業主及びC社に係る税務事務等を委託されている税理士の回答並びに申立人が所持する申立期間④に係る給与支払明細書の記録から、申立人は申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、C社は昭和 62 年2月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、同日に申立人と同様に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者が 10 人確認できるとともに、申立期間④において雇用保険被保険者の資格が継続している者が 5 人以上確認できるところ、事業主は、「当社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時点においては、8 人以上の従業員がおり、会社はその後も通常と変わることなく事業活動を継続していた。」と回答していることから、当時の厚生年金保険法に定める強制適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業主及び前述の税理士の回答並びに申立人が所持する給与支払明細書から判断すると、C社に係る厚生年金保険料の控除が当月控除であったことが認められることを踏まえ、昭和62年2月に係る給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、同年2月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「保険料は納付したと思うが、今となっては根拠となる資料は無く、不明である。」と回答しているが、事業主は、当該期間においてC社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用事業所に該当しない旨の届出を行っていたと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間④のうち、昭和 62 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、前述のとおり C 社における保険料控除は当月控除であったことが確認できるところ、同年 3 月及び同年 4 月に係る給与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3418

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月26日から同年8月1日まで

A社の前身であるD社に入社してから定年退職するまでの期間において、 一度も転職したことは無く継続して勤務していたが、昭和 29 年7月にA社 E支店から同社C支店へ転勤になった申立期間において、厚生年金保険の被 保険者記録に1か月間の空白があることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社本社が保管する辞令原簿及び人事記録並びに同社本社人事総務部の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和29年7月26日にA社E支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人に係る資格取得時決定(昭和 29 年8 月1日)の標準報酬等級が第6級であることから、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は、「根拠となる資料は無いが、申立期間において、 申立人に係る厚生年金保険料は、社会保険事務所(当時)へ納付したものと推 定している。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は 無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案 3419

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる ことから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要であ る。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月31日から33年6月1日まで

申立期間について、脱退手当金を受給した記録となっていることは、平成 12年12月に社会保険事務所(当時)から送られてきた書類で初めて知った。 申立期間当時は、A社に勤務していたが、自分が厚生年金保険被保険者と なっていることを知らなかったし、まして脱退手当金制度について知って いたはずがない。

私は、同社を退職後、すぐに同社のあったB市からC市にあった親戚の家に行き、そこに住んでいたので、脱退手当金の支給決定日にB市で脱退手当金を受給することはできなかった。

平成22年9月13日に、日本年金機構から、脱退手当金を受給したか否かについて確認するはがきが送られてきたので、最寄りの年金事務所で相談したところ、再度「脱退手当金を支給済みです。」との回答であったが、私には、脱退手当金を受給した記憶は無い。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間より以前の被保険者期間については脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が申立期間の脱退手当金についてのみを請求し、最初に就職した事業所である被保険者期間の脱退手当金について請求を失念したとは考え難い。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申

立人と同日に退職した同僚については、脱退手当金支給記録は確認できないこと、及び申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる者のうち、連絡先が確認できた6人から、申立期間当時の申立事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、全員から事業主による代理請求をうかがえる供述を得ることができないことなどを踏まえると、事業主が、退職手続の一環として、申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

さらに、管轄社会保険事務所において、申立期間の脱退手当金を計算する ために必要とされる申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保管 が確認できず、脱退手当金の支給手続が適切に行われていることを確認できな い。

加えて、申立人は、当該脱退手当金を受給したとされている時期には、申立期間に係る事業所における厚生年金保険への加入事実を承知していなかったと供述している上、申立人は、「県外の伯母の夫が経営していた会社で働くために当該事業所を辞めた。当時、事業所の寮に住んでいた。」と供述しており、前述の社会保険事務所では、「申立期間当時の脱退手当金支給は、当地払いの方法をとっていた。」と回答していることを踏まえると、退職後、直ちに管外に転出したものと考えられる申立人が、当該脱退手当金を請求及び受領できた可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年3月までの期間及び58年1月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から48年3月まで

② 昭和58年1月から59年3月まで

申立期間①については、私は、昭和 46 年1月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、元夫と二人分の国民年金保険料を、同区役所の窓口や金融機関で納付していた。最初の頃は3か月に一度、その後は毎月納付書で納付していた。

また、申立期間②については、離婚直後のため国民年金保険料を納付していなかったので、そのまま納付するのを止めようかと思っていたが、A市B区役所の担当者から「分割してでも納付した方が良い。」と言われたので、同区役所で2か月分ずつ納付する旨の話をして納付書を作成してもらい、以前に納付していなかった分とその月の分の2か月分の保険料を納付していた。この頃は、C銀行やD銀行のE支店で納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 2 月 21 日に、A市B区で申立人の元夫と連番で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の元夫も申立期間①の保険料は未納とされ、両人共、申立期間①直後の 48 年 4 月から保険料の納付が始まっていること、及び特殊台帳、同市の国民年金被保険者名簿のいずれも申立期間①の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらないことなどを踏まえると、申立期間①の保険料が納付されていたものとは認め難い。

また、申立期間②については、申立人は、過年度及び現年度の2か月分の国民年金保険料を納付していたと供述しているところ、申立期間②直前となる昭和56年10月から57年6月までの保険料及び同年7月から同年12月までの保険料は、それぞれ一括で納付され、申立期間②直後の昭和59年度の保険料についても60年4月に一括で納付されているなど、申立人の供述内容と相違する上、領収済通知書綴には、申立期間②に係る同通知書は全て見当たらず、A市の国民年金被保険者名簿、国民年金保険料収滞納一覧表、特殊台帳及びオンライン記録のいずれも申立期間②の保険料は未納とされていることから、申立期間②の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から61年3月まで

私は、昭和 51 年4月の結婚を契機に国民年金に任意加入した。申立期間は子供たちも幼く、収入は多くなかったものの、役所に勤めていた伯父から年金の必要性を聞いていたので、毎月、国民年金保険料を納付していた。

ところが、保険料の納付記録を見ると、申立期間が未加入期間になっていた。私は任意加入資格喪失届を提出した記憶は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたのは間違いない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳、オンライン記録及びA町(現在は、B市)の国民年金被保険者名簿索引票では、申立人は昭和58年1月29日に国民年金任意加入被保険者の資格を喪失していることが確認される上、特殊台帳及び国民年金保険料還付整理簿によると、同年1月の国民年金保険料が同年3月4日に還付決定され、同年4月13日に還付されていることから、国民年金任意加入被保険者資格の喪失に伴い保険料の還付が行われたと考えられ、申立期間については国民年金の未加入期間となり、申立人は、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、日記等)が無い上、納付額、納付場所等についての申立人の 記憶は定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたこと をうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 55 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から55年8月まで

昭和 53 年の末頃に、それまで勤めていた会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失したので、将来的に困ると思って、国民年金に加入して、国民年金保険料を納付してきた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された形跡及びそれ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録では、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する昭和 52 年4月に厚生年金保険加入時に発行された 年金手帳には、国民年金に係る記録は記載されておらず、申立期間当時、申立 人が居住していたC市及びD市においても申立人が国民年金に加入していた形 跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(日記、家計簿等)が無い上、国民年金の加入手続及び保険料の納付につ いての申立人の記憶は定かでなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付し ていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年2月から 51 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から51年3月まで

私の父は社会保険関係の仕事を定年まで続けており、年金のことについては詳しかったと思う。その父が、仕事から帰るなり、「国民年金の加入手続をしてきたから、心配しないでいいぞ。」と言ったのをはっきり憶えている。そのときは何のことか分からなかったが、今となっては、大変有り難く感じている。そのため、今回申立期間が未納とされていることは予想外のことだった。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年4月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は 46 年2月に遡って国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できることから、記号番号が払い出されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間とされ、申立人の父親は、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、 昭和 46 年 2 月から 48 年 12 月までの期間は、時効のために保険料を遡って納 付することもできない期間であること、及びA市の国民年金被保険者名簿、国 民年金保険料収滞納一覧表では申立期間は未納とされていることなどを踏まえ ると、申立期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から51年6月まで

私は、申立期間当時のことははっきりとは憶えていないが、母に確認したところ、昭和 51 年頃、A市役所の方が来られ、私の国民年金保険料を納付するように言われたため、母が加入手続を行い、保険料を一括で納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年4月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、この時点では、申立期間のうち、47 年9月から 49 年 12 月までの期間は、時効のため、国民年金保険料を遡って納付することができない期間である。

また、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和51年7月から同年10月までの国民年金保険料が時効到達間際の53年10月に過年度納付されていることが確認されること、及び過年度納付された時点では、申立期間の保険料は特例納付によってのみ納付することは可能であるが、特殊台帳及び前述被保険者名簿には、申立期間の保険料が特例納付された形跡は見当たらない上、49年1月から51年6月までの期間については、平成12年9月に申立人の障害基礎年金が認められたため、未納から法定免除に変更した旨の記載があることなどを踏まえると、申立期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、日記等)が無い上、納付時期、納付場所等についての 申立人の母親の記憶は定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和47年4月から59年1月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から45年3月まで

② 昭和47年4月から59年1月まで

申立期間①については、昭和 36 年4月頃にA市B区役所において、姉が私の分も含めて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も姉が同区役所において姉と私の二人分を納付してくれた。姉は平成7年に死亡しているので確認がとれないが、保険料を納付しているはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

また、申立期間②については、国民年金保険料を追納した記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、申立期間②は国民年金保険料を追納したとは認められないと判断がされたが、申立期間②については、昭和と平成の時期に2回に分けて保険料を遡って追納しているはずなので、再度検討してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 7 月 に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、記号番号が払い出されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間とされ、申立人の姉は、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の姉の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年6月に払い出されている上、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿では、申立人の姉は、申立期間を含む 36 年4月から 48 年3月までの国民年金保険料を5回に分けて特

例納付していることが確認されるものの、申立人については特例納付された形跡は見当たらないこと、及び申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明であることなどを踏まえると、申立期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人の姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

一方、申立期間②に係る申立てについては、オンライン記録及びC市の国民年金被保険者名簿では、申立期間②は申請免除期間とされ、追納された形跡が見当たらないこと、申立人は、平成6年2月にこの時点で最大限遡って追納することが可能な申立期間②直後の昭和59年2月及び3月の国民年金保険料を追納していることが確認できること、及び国民年金保険料を追納するよう誘った申立人の姉は、61年4月に追納を行っているものの、その時点においては、申立期間②の一部は時効により追納することができない期間であることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月27日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の申立てに新たな事情は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更 すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間②の国民年金保 険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、申立期間は国民年金の付加保険料が納付されていない期間とされている。私は昭和53年12月に国民年金に任意加入した際、付加年金にも加入し、その後、申立期間の直前にA市に転居したが、その際、付加年金の加入を取り消した記憶は無く、転居前と同様に金融機関の口座から国民年金保険料及び付加保険料が引き落とされていたと思うので、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿において、申立人の申立期間の付加保険料の納付記録は確認できない上、国民年金保険料収滞納一覧表で確認できる申立人の申立期間における国民年金保険料の収納額は、申立期間当時における定額保険料額と一致しており、付加保険料が収納されていないことが確認できる。

また、申立人は、A市に転居した際、同市の国民年金の受付窓口で、付加年金について話をした記憶が無いとしていることから、付加保険料の納付を継続する意思が確認されなかったことがうかがえる上、申立人は、定額保険料及び付加保険料を一緒に金融機関で納付していたと主張しているが、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、48か月の長期間にわたり、定額保険料が納付済みとなり、付加保険料のみが未納となることは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の付加保険料が納付され ていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から63年6月まで

私は、就職のためにA市B区からC県に移ったが、転居先からB区役所に電話で申立期間直後の国民年金保険料の納付書発行を依頼した記憶があることから、申立期間の国民年金保険料は、前住所地であるB区役所で納付をした可能性が高い。

申立期間直後の昭和 63 年7月から平成元年3月までの国民年金保険料については、過去に未納となっていたが、A市から送付を受けた3枚の納付書で2年9月25日、3年1月29日及び同年4月30日の3回に分けて納付済みであり、その領収書も所持している。

申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は昭和 61 年3月に国民年金に加入後、申立期間を除き、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により確認できる申立人の国民年金保険料の納付行動を見ると、現年度納付の方法により納付したのは、加入当初の昭和61年3月分を同年5月2日に、同年4月から同年6月までの3か月分を同年6月28日に、同年7月から同年9月までの3か月分を62年4月13日に納付した3回のみであり、申立期間直前の61年10月から62年1月までの期間及び同年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料は、それぞれ63年4月5日及び同年9月2日に過年度納付されていること、及び申立期間直後の63年7月から同年9月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び平成元年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料が、それぞれ時効完成直前の2年9月25日、3年1月29日及び同年4月30日に過年度納付されている

ことが確認できることから、申立期間のみ現年度納付の方法により納付されたとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納 付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から57年3月まで

申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、私の母が私の国民年金の加入手続を行って、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたのは間違いない。

私の国民年金加入期間は弟の加入期間と重なる時期もあり、弟の申立期間 に係る国民年金保険料は納付されているのに、私の申立期間に係る国民年 金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 57 年 7月 11 日に払い出され、申立人が 51 年 10 月に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行うまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられ、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上記払出時点において、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 55 年 3 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間のうち、同年 4 月から 57 年 3 月までの期間は、現年度納付の納期限を経過しているため、A市の発行する納付書では保険料を納付できず、当該期間は、過年度納付の方法により国民年金保険料を納付することは可能であったとも考えられるものの、「国民年金に加入以降、毎月国民年金保険料を納付していた。」とする申立人の主張とは一致せず、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関

与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人の母親のこれらに関する記憶が定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの期間及び56年4月から58年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで

② 昭和56年4月から58年4月まで

申立期間①については、昭和 36 年に国民年金制度が創設され、当時、農業や自営業に従事する人は全て国民年金に加入することになったが、私の夫が厚生年金保険に加入していたので、私は国民年金の任意加入手続を行い、以後、納付組織を通じて保険料を納付していた。

また、申立期間②については、昭和 56 年4月4日に国民年金被保険者の 資格を喪失したことになっているが、58 年5月にA社に就職し厚生年金保 険被保険者の資格を取得するまで、引き続き国民年金に加入して保険料を 納付していた。

私は、A社から発行してもらった厚生年金保険関係の書類をB市役所に持って行き、国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったので、それ以前に同資格を喪失することはあり得ない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 37 年4月に国民年金に任意加入し、納付組織を通じて国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿、B市の国民年金被保険者名簿及び同市の管理する申立人に係る国民年金加入電子記録において、申立人が 40 年4月1日に国民年金に任意加入した記録が確認できることから、申立期間①は、国民年金の未加入期間であるために国民年金保険料を遡って納付することもできない期間であり、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこ

とをうかがわせる事情も見当たらない。

また、前述の被保険者名簿の検認記録欄には、昭和 36 年度から 39 年度までの期間は納付することができない旨のゴム印が押されているとともに、申立人に係る国民年金保険料は、任意加入した昭和 40 年4月1日時点から納付された記録となっており、その記録に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間②については、前述のB市が保有する申立人に係る電子記録によると、申立人は、昭和 40 年4月1日に国民年金に任意加入した後、申立人の夫が 56 年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことに伴い、同年4月4日に国民年金任意加入被保険者の資格を喪失しており、申立期間②は国民年金の未加入期間であったことが確認できること、及び当時、同市役所では申立人からの届出が無い限り、申立人の夫が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した事実を把握することができなかったと推認されることなどを踏まえると、同市役所は、申立人からの届出に基づいて国民年金任意加入被保険者の資格喪失の手続を行ったと考えることが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年3月まで

昭和 46 年*月頃、国民年金保険料の納付書が送付されてきたところ、私は、20 歳になれば保険料を納付しなければならないと思っていたので、その納付書により郵便局か銀行で納付した。

申立期間当時、私は店舗で働いており、給与から国民年金保険料を納付することは可能であった。

店主からは、国民健康保険料は店主の方で納付するので、国民年金保険料は自分で納付するように言われ、保険料は、納付書が届いた時点に間を置かず定期的に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年*月頃、国民年金保険料の納付書が突然送付されてきたので、当該納付書で定期的に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、51 年1月 12 日に払い出されていることが確認できることから、当該払出時点において、申立期間のうち、46 年1月から 48 年9月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、それ以前に申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの期間については、現年度納付の納期限を経過していることから、過年度納付以外の方法では納付することができない期間であるものの、申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付した記憶は無いと供述している。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者名簿では昭和 50 年度納付欄から記

載が開始され、同欄には「50.1期~3期 51.1.13 納付書郵送」の記載があることを考慮すると、申立人は、昭和 51 年1月に国民年金に加入し、昭和 50 年度から国民年金保険料の納付を開始したと考えることが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納 付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年3月まで

高等学校卒業後、大学生であった期間を含めて7年間は就職していなかったので、私の母が心配して私の国民年金の加入手続を行い、就職するまでの期間は保険料を立て替えて納付してくれており、保険料の納付方法については、自治会役員などによる集金で納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年5月22日に払い出されていることが確認できることから、当該払出時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、それ以前に申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金保険の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続や保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年7月から 62 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から62年3月まで

申立期間の国民年金保険料は未納となっているが、私が 21 歳であった頃、 亡くなった父が私の国民年金の未加入に気付き、国民年金に加入するよう にと言ったので、父に国民年金の加入手続と申立期間の保険料の納付を依 頼した。

その時、納付のために私が父に預けた保険料は、大金だったのでよく憶えている。

私は、父が申立期間の保険料を納付したと確信しているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町(現在は、B市)が作成した国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年3月1日に払い出されていることが確認でき、当該払出時点において、申立期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、それ以前に申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録により、申立人は、平成元年3月20日に昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料を現年度納付の方法により、同年5月22日に昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料を過年度納付の方法によりそれぞれ一括で納付していることが確認できることから、申立人は、平成元年3月の国民年金加入時点において、時効が完成していない期間全ての国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、「父親に申立期間の国民年金保険料を納付してもらう に当たって、当該保険料相当額を定期預金口座から引き出した。」と主張し ているところ、当該定期預金口座からの引き出しが記録されている昭和 62 年 11 月 4 日時点では、前述のとおり、国民年金手帳記号番号が払い出されておらず、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

加えて、申立人の依頼により国民年金の加入手続を行い、申立人が預けた 申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しているため、国 民年金の加入状況や保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間の国 民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は 無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事 情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年3月から 60 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から60年3月まで

平成 22 年 3 月に受け取った「ねんきん定期便」により、申立期間の国民 年金保険料が未納になっていることが分かった。

私は、昭和 58 年3月頃に国民年金に加入して以来、国民年金保険料を毎 月郵便局で納付していた、

この時の国民年金手帳記号番号は現在の記号番号と異なっていると思う。 また、厚生年金保険に加入していた期間にも国民年金保険料を納付してい た。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年3月頃にA市B区役所において国民年金の加入手続を行い、納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、同区役所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金の加入手続は、61 年1月 11 日に同区役所において受け付けられ、その手帳記号番号が同年3月に払い出されたこと、及び申立人の国民年金被保険者資格が 58 年3月1日に遡って取得されたことが確認できることから、当該払出時点において、申立期間のうち、同年3月から同年 12 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 59 年1月から 60 年3月までの期間は、上記 手帳記号番号の払出時点において、現年度納付の納期限を経過していることか ら、A市が発行する納付書により国民年金保険料は納付することができず、過 年度納付の方法により当該期間の国民年金保険料を納付可能であったと考えられるものの、申立人は、国民年金加入後の国民年金保険料は毎月納付していたはずであり、申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

さらに、A市B区役所が作成している国民年金保険料収滞納一覧表により、申立期間直後の昭和60年4月から61年2月までの国民年金保険料は同年3月3日に一括して、同年3月の保険料は同年3月31日にそれぞれ現年度納付されていることが確認できることから、申立人が同年1月11日に国民年金の加入手続を行い、同年3月に上記手帳記号番号の払出しを待って、同年3月から国民年金保険料の納付を開始したと考えることが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

福岡厚生年金 事案 3420 (事案 1704、2671 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月1日から平成13年7月1日まで A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額 (約30万円)に見合う標準報酬月額と相違しているので、年金記録確認第 三者委員会に2度にわたり申立てを行ったが、主張どおりの記録訂正には 至らなかった。

今回、新たに同僚の名前を挙げて再度申立てを行うので、再度調査の上、 申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、i)申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成3年7月、同年9月、4年5月、同年7月から同年10月までの期間、5年1月、同年4月、同年6月から同年11月までの期間、6年1月、及び同年5月から同年9月までの期間は20万円に、ii)申立人が提出した支給月の記載のみで支給年が記載されていない給与明細書に記載された健康保険料控除額及び厚生年金保険料控除額に基づく検証結果により、支給年月を推認した給与明細書において確認できる保険料控除額から、3年4月から同年6月までの期間、同年8月、同年10月から4年3月までの期間、同年12月、5年3月、同年5月、同年12月、6年3月

及び同年4月、同年11月から7年2月までの期間、同年4月から同年10月までの期間、同年12月から8年3月までの期間は20万円、同年4月は19万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円、並びに同年9月は19万円に、iii)上述の申立人が提出した給与明細書において確認できる前後の期間の標準報酬月額から判断すると、4年4月、同年6月、同年11月、5年2月、6年2月、同年10月、7年3月及び同年11月は20万円に訂正することが必要である一方、申立期間のうち、昭和61年3月から平成3年3月までの期間及び8年10月から13年6月までの期間については、申立人が提出した給与明細書に記載された健康保険料控除額及び厚生年金保険料控除額に基づく検証結果により、9年9月以降のものと推認される給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録に基づく標準報酬月額(19万円)と一致しているなど、特例法による保険給付の対象に当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき22年1月14日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立人は上記の通知に納得できないとして、再度申立てを行っているが、申立人から新たな関連資料等は提出されておらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年9月9日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は上記の通知に納得できないとして、再度申立てを行っているが、オンライン記録により、申立人が新たに名前を挙げた者と同姓同名で、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者からは供述を得ることができないほか、申立人から新たな関連資料等は提出されておらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3421

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月頃から同年9月頃まで

A社B支店のC出張所において、「D船」の解体作業等に従事していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容等に係る供述、及びA社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた上司の厚生年金保険の被保険者記録が申立期間の前の期間において確認できることなどから判断すると、勤務していた事業所及び勤務期間の特定はできないものの、申立人が「D船」の解体作業等に従事していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿等によれば、A社本社、同社F支店、同社E 支店、同社G支店及び同社H支店は厚生年金保険の適用事業所に該当していた ことが確認できるものの、同社B支店については厚生年金保険の適用事業所と しての記録は確認できない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も不明であり照会することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた上司及び同僚については、A社B支店に係る 厚生年金保険の被保険者記録は確認できないほか、連絡先が不明であるため供 述を得ることができないことなどから、申立人の申立期間における勤務実態及 び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)では、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、A社本社、同社F支店、同

社E支店、同社G支店及び同社H支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は申立期間について昭和 25 年4月頃から同年9月頃までの期間であると供述しているところ、当時の英文の文書によれば、22 年1月5日から同年4月 20 日までの期間において、「D船」と推認される「I船」の解体に係る記録が確認できることなどから、当該期間における申立人、申立人が名前を挙げた上司及び同僚の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、いずれも、A社本社、同社F支店及び同社E支店に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同社G支店及び同社H支店については、当該期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

福岡厚生年金 事案 3422

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年から40年1月まで

② 昭和40年1月から同年5月まで

③ 昭和40年6月から42年4月4日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②に係る 厚生年金保険の被保険者期間が前後して記録されているので、申立期間に 係る記録を訂正してほしい。

また、B社を退職後、昭和 40 年6月頃からC社に勤務していたので、申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は「昭和 37 年からA社に勤務していた。」と供述しているところ、雇用保険の被保険者記録により、申立人は昭和 39 年6月1日から 41 年3月 31 日までの期間においてA社に勤務していたことが確認できる上、当該記録は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立人の厚生年金保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

また、A社からの回答を得ることができず、申立人が名前を挙げた同僚等からも供述を得ることができないことから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、申立人が名前を挙げた同僚一人は、申立期間①の後の昭和 40 年4月1日にA社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人

は、申立期間①のうち、昭和 39 年1月 29 日から同年5月7日までの期間 において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、 申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和 40 年1月からB社に勤務していた。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、申立期間②を含む昭和 39 年6月1日から 41 年3月31日までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているほか、当時の事業主及び役員、並びにB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一人は、いずれも、「申立人に係る関係資料は無く、申立期間②における在籍を確認できない。当時、従業員の入社及び退社の都度、適正に社会保険に係る届出を行っており、年金事務所の記録どおりの届出を行っていたと思う。」と供述していることから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、申立期間②の前の昭和 39 年1月 29 日から同年5月7日までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間③のうち、昭和41年11月1日から42年3月31日までの期間において C社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は3人確認できるが、い

ずれも、連絡先不明等により供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた事業主及び同僚については、前述の被保険者名簿により、申立期間③当時の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないものの、それぞれ、「当時、私は、C社の関連会社から出向しており、申立人に係る記憶はあるが、具体的な勤務時期等については分からない。」、「私は、申立期間③当時、C社の事務を手伝っていたが、厚生年金保険には加入していなかった。申立人がアルバイトとして勤務していた時に運転免許を取得した記憶はあるものの、申立人の場合も厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3423

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から同年6月1日まで

A社が運営する店舗で勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。B社が運営していた店舗をA社が引き継いで運営していたものであるが、両事業所において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は昭和 45 年4月1日にA社に係る 雇用保険被保険者の資格を取得していることが確認できるほか、勤務内容に係 る具体的な申立人の供述及び同僚の供述等から判断すると、申立人が申立期間 においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿等により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは昭和 45 年 6 月 1 日であり、申立期間において申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は同日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社では、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答しており、申立人が名前を挙げた当時の事業主は既に死亡している。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することになった昭和 45 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚 3 人は、それぞれ、「申立期間当時、申立

事業所は設立準備段階であり、A社という名称になったのが昭和 45 年 5 月又は同年 6 月頃であったので、申立事業所が厚生年金保険に加入したのも同年 6 月だったのではないか。」、「申立人と同様に私も申立事業所が設立準備段階であった申立期間当時から勤務している。申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所には該当していないということを申立事業所の設立者の一人から聞いたと記憶している。」、「申立期間当時、申立人が勤務していたことは記憶している。私は昭和 45 年 4 月頃から申立事業所で勤務しているが、厚生年金保険被保険者の資格を取得したのは同年 6 月 1 日となっている。」と供述していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が申立期間の直前まで勤務していたと供述しているB社に係る 健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 45 年 3 月 1 日に厚生 年金保険被保険者の資格を喪失しており、オンライン記録と一致していること が確認できる上、申立人の雇用保険の被保険者記録とも符合していることが確 認できる。 福岡厚生年金 事案 3424 (事案 1706 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月2日から同年5月11日まで

A管理事務所の米軍B基地に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録訂正には至らなかった。

今回、申立期間において厚生年金保険の被保険者として勤務していたことは事実であり、再度申し立てを行うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)国の所管局が保管する申立人の従業員名簿では、「昭和 25 年 12 月 5 日、雇入」、「昭和 26 年 2 月 1 日、退職」となっており、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びA管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿との記録が一致しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、ii)国の所管局が保管する昭和 26 年 5 月 11 日の雇入れに係る申立人の従業員名簿の履歴欄には、「昭 26.1~昭 26.5、B占領軍事務員(ポケットマネー)」との記録が確認できるが、このことについて、国の所管局では、「履歴欄にB占領軍事務員(ポケットマネー)の記録はあるものの、A管理事務所における勤務期間としての記録は確認できない。」と回答していること、iii)申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 1 月 14日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は上記の通知に納得できないとして、再度申立てを行っているが、国の所管局は、「申立人の申立期間については、既に『駐留軍等従業員の在職期間等の証明について』に記載しているとおり、A管理事務所における勤務期間としての記録は確認できない。」と回答しているほか、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3425 (事案 1697 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月10日から同年11月1日まで

② 昭和39年5月4日から同年8月4日まで

A社に勤務していた申立期間①、及びB社(C社に吸収合併され、現在はD) E事業所に勤務していた申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料等は無いが、申立期間①については、A社で勤務を開始した時期を供述してくれる同僚二人の名前を挙げるので、申立期間において、それぞれの事業所に勤務していたことは事実であり、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録がある同僚の供述と当該被保険者名簿の記録から判断すると、申立事業所では、全ての従業員について入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえること、ii) 当該被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 38 年 11 月1日となっており、当該期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、iii) 申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、解散しており、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、当該期間における厚生年金保険料控除の事実について確認することができないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人が申立事業所で勤務を開始した時期を供述してくれる同僚二人の名前を挙げて、再度申立てを行っているが、当該同僚二人については前回の申立ての際にも名前を挙げており、このうち一人からは供述が得られず、他の一人からは直接話が聞けないが、同人の妻は、「私の夫は、申立人がいつからA社に勤務していたかについて正確には憶えていないと言っているが、私たちの自宅が火事で被災した昭和38年9月頃には、私の夫は同社で勤務を開始していたので、おそらく申立人の入社時期は、同年7月又は同年8月頃ではないかと思う。」と供述しており、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

また、新たに、申立期間①当時、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会しても、申立人の申立期間 ①における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

2 申立期間②に係る申立てについては、i)申立人が名前を挙げる同僚の供述とB社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から判断すると、申立事業所では、必ずしも全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえること、ii) D社が保管する労働者名簿には、申立人に係る雇入れ日欄に昭和 39 年8月4日と記載されている上、前述の被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は同日となっており、当該期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年1月 14 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たって、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料等の提出は無いものの、前述の被保険者名簿により申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に新たに照会したところ、同人は、「私は勤務開始の3か月後に厚生年金保険の被保険者となっている。当時、入社後3か月後に厚生年金保険に加入させていたのではないかと思う。私がB社E事業所に入社するよう申立人を誘ったが、申立人も入社後しばらくの間は厚生年金保険に加入していなかったはずである。」と供述していることから判断すると、改めて、申立事業所では、必ずしも全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させたとは限らない状況がうかがえる。

3 そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当らないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から同年6月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間の標準報酬月額について、平成7年12月までの期間は24万円であったのに、申立期間は12万6,000円に減額されているが、給与支給額が下がったという記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間当時、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、申立人及び当時申立人の夫であった事業主については、平成8年1月1日付けで標準報酬月額が減額されていることが確認できる一方、他の従業員については同時期に標準報酬月額の変更が行われた形跡は無いところ、当該事業主は、「申立期間当時、会社の経営が苦しく、私の分については確かに給与支給額そのものを下げたが、他の従業員についてはそのようなことはしていない。申立人についてはどのような取扱いを行っていたかについては記憶が無いが、申立人は私の身内であり、私と同様に給与支給額を下げた可能性はある。」と回答している。

また、上記事業主が保管する、平成8年1月の随時改定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、12万6,000円と記載されていることが確認でき、当該標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる給与 明細書等の資料を所持しておらず、事業主は、「当時の賃金台帳等の資料は保 管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月 額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月21日から61年1月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

A社に勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち、連絡が取れ聴取できた同僚3人が、申立人が申立事業所に勤務していたことを記憶していること、及び申立事業所が保管していた「年譜」により、申立人が昭和55年1月に金属加工を担当するBグループで勤務を開始し、同グループが解散した58年11月頃までの期間において勤務していたことが確認できることなどから判断すると、少なくとも55年1月から58年11月頃までの期間において、申立人は申立事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、「当社では、申立期間当時の正社員や嘱託社員に関しては社会保険の加入記録など全ての記録が残っているが、パートタイム勤務者については、記録が残っていない。申立人は、昭和55年1月から58年11月頃までの期間について、パートタイム勤務者として在籍しており、申立期間当時、パートタイム勤務者は社会保険に加入させていなかった。」と回答しており、申立期間のうち昭和55年1月から58年11月までの期間を除く期間については勤務の確認がとれない上、申立期間当時に総務の担当であったとする

二人の同僚のうち一人は、「当時、私は社会保険事務を担当しており、正社員や嘱託社員は、社会保険の加入手続を行い、パートタイム勤務者については加入手続を行っていなかった。申立人が勤務していたことは記憶しているが、申立人はパートタイム勤務者であったため、申立人について社会保険の加入手続を行った記憶が無い。」、他の一人は、「申立期間当時、短期のアルバイト勤務者の中には本人の希望で社会保険に加入しないこともあった。」と供述し、申立人と同じBグループに所属していたとする同僚も、「申立人は、パートタイム勤務者だったと思う。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても申立期間において申立人の被保険者記録を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月1日から41年4月1日まで

A市役所(現在は、B市役所)に勤務していた昭和 40 年 11 月から 41 年 5 月までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は昭和40年11月8日にA市に係る被保険者資格を取得し、41年5月31日に離職したことが確認できること、及びB市役所が保管する申立人に係る臨時職員辞令簿により、申立期間を含む40年11月8日から41年1月28日までの期間及び同年2月1日から同年5月31日までの期間について、申立人が臨時事務職員としてA市役所に勤務していたことが確認できることから、申立人は申立期間のうち、40年11月8日から41年4月1日までの期間においてA市役所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、厚生年金保険法第 12 条の規定により、臨時に使用される者であって、2か月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険の被保険者としないことが定められているところ、前述の臨時職員辞令簿には、申立人に係る雇用期間が、採用辞令の発令ごとに「昭和 40 年 11 月 8 日から昭和 40 年 12 月 10 日まで」、「昭和 40 年 12 月 11 日から昭和 41 年 1 月 28 日まで」、「昭和 41 年 2 月 1 日から昭和 41 年 2 月 28 日まで」及び「昭和 41 年 3 月 1 日から昭和 41 年 3 月 31 日まで」と記載されており、申立人は当該期間において2か月以内の期間を定めて雇用されていた者であったことが確認できる。

また、B市役所は、「現在も、臨時職員であって雇用期間が1か月から2か

月以内の場合、厚生年金保険に加入させていない例はあり、申立人についても、 厚生年金保険法に基づく取扱いを行っていたと考えられる。」と回答している ことなどから判断すると、当時、申立事業所では、2か月以内の期間を定めて 雇用する者については、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない 事情がうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同日の昭和41年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる者の中に、雇用保険の被保険者記録における被保険者資格の取得日が40年12月20日となっている者が確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情もうかがえる。

加えて、前述の被保険者原票では、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無い。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月4日から60年3月26日まで

② 昭和60年4月4日から同年7月31日まで

A県B郡C町(現在は、A県B郡D町)立E小学校及び同郡F町立G小学校に勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA県教育委員会交付の両申立期間に係る9枚の辞令及びA県教育庁H教育事務所(以下「H教育事務所」という。)が保管する申立人に係る履歴書から判断すると、申立人は、両申立期間において、9度にわたり2か月以内の期間を定めてA県教育委員会に臨時的任用職員として採用され、C町立E小学校及びF町立G小学校に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、H教育事務所は、「A県教育委員会の所管に属する学校に勤務する、又は市町村立学校に勤務する県費負担の臨時的任用職員や期限付任用職員等は、昭和 63 年4月1日から厚生年金保険及び健康保険に加入させる取扱いが開始されており、同日以前の臨時的任用職員等の講師は全て社会保険に加入させておらず、同日以降に任用された時点から厚生年金保険等に加入させているはずである。両申立期間について、申立人の給与から厚生年金保険料の源泉控除はしていない。」と回答している。

また、適用事業所名簿によれば、H教育事務所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、申立期間の終期から約2年半後である昭和63年4月1日であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月16日から同年5月1日まで

- ② 昭和29年5月21日から30年5月5日まで
- ③ 昭和31年9月10日から同年11月23日まで
- ④ 昭和32年12月4日から33年8月7日まで
- ⑤ 昭和33年10月1日から同年11月30日まで
- ⑥ 昭和37年6月1日から38年2月16日まで
- (7) 昭和38年9月21日から42年3月31日まで

「ねんきん定期便」が送られてきたので、年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、私が勤務していたA社B工場(現在は、C社)及びD社等において勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給されていることが判明した。

私がD社を退職したのは、長男を未熟児で出産し病院に長期入院していたためであり、脱退手当金を請求できるような状況ではなく、また、A社B工場の退職後に脱退手当金の請求手続や受給をした記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)により、申立人の申立期間の脱退手当金は、申立期間①から⑤までの期間に係るものと申立期間⑥及び⑦に係るものの2回にわたって支給されていることが確認できるところ、当該2回の脱退手当金に支給額の誤りは無い上、支給時期についても、申立期間①から⑤までの期間は申立期間⑤の厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約6か月後の昭和34年5月14日、申立期間⑥及び⑦は申立期間⑦の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の42年8月9日にそれぞれ支給決定されていることが当該被保険者台帳及びオンライン記録により確認できることから判断すると、当該脱退手当金支給に係る一連の事務処理に不自然さはうか

がわれない。

また、申立期間①から⑤までの期間のうち、申立人がA社B工場に勤務した申立期間①、②、③及び⑤については、勤務期間がそれぞれ4か月、12か月、2か月及び1か月と、いずれも短期間となっていることから、申立人は同社B工場の短期間雇用の従業員であったことがうかがえる上、申立人の最終勤務事業所の記録を管理するC社は、「申立期間当時、退職する女子従業員の脱退手当金を代理請求したか否かについては記録が無く承知していないが、当社工場の従業員の中には、正社員のほか期間を短期間に限定して雇用する従業員が勤務しており、正社員で結婚退職などにより以後の雇用継続が期待できない場合は別として、短期間雇用の従業員については、一旦退職しても再雇用の可能性もあることから、脱退手当金の代理請求を当社が行ったとは考え難い。」と回答している。

さらに、申立期間①から⑤までの期間については、最終勤務事業所である A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年 金保険被保険者台帳(旧台帳)において、当該期間は全て同一の被保険者記号番 号により管理されている上、事業主が知り得ないと考えられる退職後の婚姻に 伴う改姓後の姓によって脱退手当金が請求されていることが確認できる。

加えて、申立期間⑥及び⑦については、同一の被保険者記号番号により管理されているとともに、年金事務所が保管する脱退手当金交付金受付簿において、昭和42年4月27日に申立人の当該期間に係る脱退手当金裁定請求書が受領され、それに基づき同年7月26日に社会保険事務所(当時)において裁定処理が行われているとの記載が確認でき、当該記載内容はオンライン記録と一致している。

なお、申立期間⑥の直前に勤務した2事業所における被保険者期間の脱退 手当金は未請求となっているが、当該被保険者期間に係る被保険者記号番号は、 申立期間⑥に係る記号番号とはそれぞれ別の記号番号で管理され、当該2事業 所の被保険者期間もそれぞれ1か月と短期間であり、前述の脱退手当金交付金 受付簿によると、受付社会保険事務所では、管轄外の事業所について管轄社会 保険事務所に資格期間の照会を行っていることはうかがえるものの、申立人が 当該2事業所の被保険者であったことを申告しなければ、受付社会保険事務所 においてこれを把握することは困難であることから、申立人は、申立期間⑥及 び⑦に係る脱退手当金の請求時に併せて当該被保険者期間に係る脱退手当金の 請求を行わなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立期間の脱退手当金について、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという記憶のみで、ほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立 期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月1日から32年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務 していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答を受け た。

B社を退社後、A社C出張所に採用され、同社C出張所で運転手として勤務したが、昭和 30 年頃には、D県内にある同社の別の出張所で約2年間勤務した後に、再び同社C出張所に異動した。

同社における在籍期間は合わせて約7年だったと記憶しており、申立期間 を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社のE管内における統括事業所である同社F支店(現在は、A社E支店)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡が取れた同僚の供述等から判断すると、勤務期間及び同社に係る勤務事業所の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、申立期間当時、A社の事業所のうち、D県内で唯一厚生年金保険の適用事業所に該当していた同社G出張所は、申立期間以前の昭和27年8月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は、同社G出張所が適用事業所に該当しなくなった後の期間であることが確認できる。

また、適用事業所名簿によると、申立期間当時、A社の事業所のうちH県

内で唯一厚生年金保険の適用事業所に該当していた同社 I 作業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無い。

さらに、A社E支店は、「当時の関係書類は保管されていないため、厚生年金保険料の控除について確認することはできない。申立期間当時、E管内で勤務する当社本社及び当社各支店で採用された従業員は、当社F支店において厚生年金保険の加入手続を行っていたが、当社各出張所及び各作業所等の現場事業所での採用者は、業界組合の国民健康保険には加入させていたが、厚生年金保険の加入手続を行っていなかったはずである。その後、現場事業所での採用者についても、当社本社及び当社各支店での採用者と同様に厚生年金保険に加入させる取扱いに切り替えた時期もあり、昭和32年4月に、申立人についても同様に取扱いが切り替えられた可能性はある。」と回答している。

加えて、A社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、 申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる同 僚のうち、連絡が取れた二人は、申立期間当時、いずれも同社C出張所で勤務 していたと供述しており、うち一人は「申立人が運転手として勤務していたこ とは記憶しているが、当時は、健康保険のみに加入し、入社後すぐには厚生年 金保険に加入させない期間があった。」と供述し、他の一人は「私が入社した 昭和 29 年頃には申立人は既に勤務しており、運転業務に従事していたことを 記憶しているが、私も入社した当時は厚生年金保険には加入していなかっ た。」と供述しているところ、当該同僚について、前述の被保険者名簿から確 認できる被保険者資格の取得時期が、それぞれが勤務を開始したとする時期と 一致していないことから判断すると、A社では、全ての従業員について必ずし も入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。 また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除 されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の 申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺 事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。